地方法人税法第二十四条	修正申告書を提出し、又は決定（国税通則法第二規定による決定をいう。以において同じ。）	修正申告書の提出又は更正決定で決定

更正若しくは	租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	更正若しくは
はその更	更正	
は決定	更正	
の確定申告書に記載した、又は決定	第百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号に掲げる欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第十一号に掲げる金額又は同条第二項第一号に掲げる欠損金額若しくは同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの	十一号又は金額
若しくは	更正	
	の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	

更正若し	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条第一項の更正	更正若しくは
十五条の下この条	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条第一項又は第二項の更正	更正

書を提出し、又は更正若しくは決定をいう。以下この条同じ。）

書の提出又は更正若しくは

地方法人税確定申告書に記載した、又は決定		

とする。

地方法人税法第二十四条	修正申告書又は決定規定において	修正申告書の提出又は更正決定で決定

とあるのは

地方法人税法第二十四条	修正申告書又は決定規定において	修正申告書の提出又は更正決定で決定

とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十二条　別段の定めがあるものを除き、第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第三条第二項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する一般利子等について適用する。

2　第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三条第二項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する一般利子等については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「所得税法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

（利子所得等に係る支払調書の特例に関する経過措置）

第四十四条　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三条の二の規定の適用については、同条中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第五条の二第五項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子について適用する。

2　旧租税特別措置法第五条の二第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第九条の三の二」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の三の二」とする。

3　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第五条の二第六項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「同条第五項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十五条第二項（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「同条第一項」とあるのは「租税特別措置法第五条の二第一項」と、「又は第五項後段」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条及び第八条の五第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「当該利子」と」とあるのは「当該利子」と、「同法第二百二十五条第一項」とあるのは「所得税法第二百二十五条第一項」と」と、「第五条の二第五項後段」とあるのは「平成二十六年改正法附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「とする」とあるのは「と、「同法第二十条、」とあるのは「所得税法第百二十条、」とする」とする。

4　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第五条の二第六項の規定の適用については、同項中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

5　新租税特別措置法第五条の三第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する特定振替社債等の利子等について適用する。